

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第五十三条 （略）</p> <p>2 投資勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ホ （略）</p> <p>ヘ 投資財源資金から生ずる収入</p> <p>ト・チ （略）</p> <p>リ 借入金</p> <p>ヌ・ル （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 投資財源資金への繰入金</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>ヘ 借入金の償還金及び利子</p> <p>ト・ヌ （略）</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第五十三条 （略）</p> <p>2 投資勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ホ （新設）</p> <p>ヘ・ト （新設）</p> <p>チ・リ （新設）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ・ロ （新設）</p> <p>ハ・ニ （新設）</p> <p>ホ・チ （新設）</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第五十三条 （略）</p> <p>2 投資勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p>
<p>（一般会計からの繰入対象経費）</p> <p>第五十五条 投資勘定における一般会計からの繰入対象経費は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務に係る同法第四条第一項の規定による株式会社日本政策金融公庫に対する出資及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の九の規定</p>	<p>（一般会計からの繰入対象経費）</p> <p>第五十五条 投資勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費に要する経費とする。</p>	

による株式会社日本政策投資銀行に対する出資の払込金に要する経費とする。

第五十七条 (略)

(削る)

2 | 第六条及び第五十五条の規定による一般会計からの繰入金に相当する金額は、投資勘定の資本に組み入れて整理するものとする。

3 | 3・4 | (略)

5 | 第八条第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第三項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

(投資財源資金)

第五十九条 投資勘定においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる。

2 | 前項の投資勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 | 投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、出資の払込金及び貸付金に充てるために必要な金額を、投資財源資金に組み入れるものとする。

4 | 投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上出資の払込金及び貸付金に要する費用に不足を生じた場合には、投資財源資金から補足するものとする。

5 | 投資財源資金は、出資の払込金及び貸付金に要する費用を支弁するためには、予算で定める金額を限り、投資勘定

第五十七条 (略)

2 | 投資勘定においては、第五十九条第一項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 | 第六条及び第五十五条の規定による一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額は、投資勘定の資本に組み入れて整理するものとする。

4 | 4・5 | (略)

6 | 第八条第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

(投資財源資金)

第五十九条 投資勘定においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもってこれに充てる。

(新設)

2 | (新設)

1 | 2 | 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。

の歳入に繰り入れることができる。

6 | (略)

(削る)

(借入金対象経費)

第六十一条 (略)

2 | 投資勘定における借入金対象経費は、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費とする。

(借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越し)

第六十三条 第十四条の規定にかかわらず、財政融資資金勘定において、第十三条第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、第十三条第一項及び第六十一条第一項の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。

4 | 3 | (略)

投資勘定において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該利益金を、投資財源資金に編入するものとする。

(借入金対象経費)

第六十一条 (略)

(新設)

(借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越し)

第六十三条 第十四条の規定にかかわらず、財政融資資金勘定において、第十三条第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、第十三条第一項及び第六十一条第一項の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。